

〈史料紹介〉江戸日本橋商人の記録 〈にんべん〉伊勢屋伊兵衛幸通の『追遠訓』について (上)

草皆, 波奈 / 安田, 寛子 / 福重, 旨乃 / 高木, 知己 / 澤登, 寛聡 / 筑後, 則

(出版者 / Publisher)

法政大学文学部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政大学文学部紀要 / Bulletin of the Faculty of Letters, Hosei University

(巻 / Volume)

54

(開始ページ / Start Page)

11

(終了ページ / End Page)

28

(発行年 / Year)

2007-03-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00004045>

〈史料紹介〉

江戸日本橋商人の記録

——〈にんべん〉伊勢屋伊兵衛幸通の『追遠訓』について（上）——

草皆 波奈・福重 旨乃・高木 知己
安田 寛子・筑後 則・澤登 寛聡

はじめに

一 伊勢屋伊兵衛家の創業と歴代

二 『追遠訓』の成立と伝来

おわりに

凡例

はじめに

十八世紀から十九世紀の江戸は、天下の総城下町と称されるように、人口百万人余を擁する世界最大の都市であった。江戸城は、江戸時代の日本を統治する江戸幕府＝中央政府の政務の中心地であり、この城下町の中心である日本橋は、経済や文化の受信・発信基地として江戸城と都市江戸の最大の政治的・社会的基盤であった。

ところが、江戸時代の度重なる大火や関東大震災、第二次世界大戦の際の空襲によって江戸に関する多くの歴史資料は、灰燼に帰してしまった。殊に町方の古文書や古記録（以下、古文書と総称する）については

殆ど残存していないといっても過言でないほどの被害を受けている。こうした中で、僅かに残った古文書を中心とする歴史資料を探し出し、これを保護する作業は、単なる日本史の研究という枠組を越えた文化遺産の保全という視点からも重要な意義を持つといえよう。ここで紹介する『追遠訓』は、〈にんべん〉の〈かつおぶし〉をキャッチ・フレーズとする伊勢屋・高津伊兵衛家の古文書であり、前述のような中で僅かに残った江戸日本橋商人の貴重な記録である。（澤登寛聡）

一 伊勢屋伊兵衛家の創業と歴代

初代 高津伊兵衛佐幸

経節で知られる株式会社にんべんは、昭和二十三年（一九四八）三月十七日に社名を現在のように改めるまでは株式会社高津商店といった。株式会社高津商店となったのは大正七年十一月二日であったが、これは伊勢屋を屋号として江戸時代から続く商人であった。

初代の高津伊兵衛佐幸は伊勢の四日市に住む與次兵衛の次男であった。與次兵衛の父親すなわち佐幸の祖父である高津與治兵衛は寛永年間、尾張から勢州四日市に移り住んで雑穀・油・干鰯を商い、寛文八年（一六八八）十一月二十八日に没した。父親の與次兵衛には二人の男子と四人の娘があった。長男は、空兵衛と称して勢州の高津家を継いだ。次男であった佐幸は延宝七年（一六七九）三月十七日に誕生し、幼名を伊之助といった。元禄四年（一六九一）、一三歳のとき、小舟町一丁目の雑穀商油屋太郎吉に奉公するため江戸に下った。伊之助は、二〇才まで太郎吉に奉公していたが、元禄十一年に油屋を辞し、翌元禄十二年、青物町の甚右衛門の出居衆となり、土手藏前（現在の日本橋一丁目、野村證券本社付近と比定される）で塩干肴・鰯節の商いを始めた。

この五年後の宝永元（一七〇四）年には、金二百両の元手を蓄え、二六歳にして江戸湊の中心地で問屋の集まる小舟町三丁目に屋敷を求めて鰯節問屋を開いた。伊之助は翌宝永二年、通称を伊兵衛と改め、屋号を伊勢屋に定め、商標を丕とした。このとき以後、伊勢屋の当主は代々伊兵衛を名乗って今日に至っている。

小舟町への問屋開設から間もなく伊兵衛は伊勢屋仁兵衛という人物から、貸付金の代わりに加賀藩前田家の干肴御用の権利を譲り受け、家業を拡大した。この間、宝永八年春には、本所の材木商人岡田屋喜兵衛の娘はつを娶った。佐幸は、はつとの間に長男長太郎・次男伊之助・長女いよの三人の子供を設けたが、はつは、享保二年（一七一七）八月に死去した。享保四年、佐幸は、はつの姉妹と再婚し、三男の長次郎を設ける。長次郎は、伊右衛門と改め、勢州高津家に養子入りした。享保五年

三月、瀬戸物町に鰯節の現金店を開いた。現金店は翌享保六年十一月、火災によって類焼したが、これを契機に店舗を土蔵造りで再建し、本店も小舟町から瀬戸物町に移転させた。このとき伊兵衛は小舟町の五六軒の鰯節問屋仲間から締め出されたが、大坂鰯座の商人から直接商品を買付けける独自のルートを確立して現金店を成功させた。これによって、佐幸は、伊勢屋伊兵衛家の三〇〇年余にわたる経営の基盤を作った。しかし、享保九年、中風を病み、長男の長太郎に家督を譲って無心と号し、享保十四年四月十七日に没した。法名は大活無心居士、深川の臨濟宗宜雲寺に葬られる。

二代 高津伊兵衛佐敬

初代伊兵衛佐幸の長男、正徳二年（一七二二）、小舟町で生まれ、幼名を長太郎といった。享保九年二月、一三歳で半元服、五月には、父親が中風で倒れたため、正式に元服して伊兵衛と称した。元文二年（一七三七）、小田原町の尾張屋治郎兵衛の妹るんを妻に迎え、翌年、長男の長太郎を設けたが、るんは産後の肥立ち悪く、元文四年、一七歳で他界し、翌年、長太郎も病死した。元文五年十月、二九歳の時に病気で倒れ、一時小康を得て、妾との間に次男の金蔵が生まれたが、金蔵はほどなく病死した。寛延二年（一七四九）八月七日、三八歳で死去する。法名は有道巨寛居士、宜雲寺に葬られる。

三代 高津伊兵衛幸通

正徳四年（一七一四）七月十五日に誕生、初代の次男で幼名を伊之助

といった。享保十三年二月、元服して茂兵衛となる。兄伊兵衛佐敬を補佐して父親死後の経営に携わり、佐敬の発病後は当主を代行した。寛保二年（一七四二）正月三日、初代の晩年に比し店卸金が激減しているのに危機意識を強め、番頭と相談して再建計画を立てた。また一般の消費者向けに大坂で新たな仕入先を開拓し、合理的な仕入れのための相場帳を作成し、不採算店の撤退などによって経営の改善を進めた。これによっ

て一六〇〇両にまで減少していた高津家の身代は、幸通の晩年には二万数千両にまで増えた。延享四年（一七四七）十一月、三三歳で本所の小松屋与兵衛の娘ためを妻に迎え、寛延二年八月の兄の死により、三代目の伊勢屋伊兵衛を継いだ。ためとの間に男子一人と四人の娘を設けたが、長女もんと四女むら以外は幼没した。明和元年（一七六四）五月、妻と死別した後、『追遠訓』を記す。儒学を学び、正徳四年（一七一四）七月から始まる高津家『日記』を書き始め、序文において人間の修業努力と生死禍福の意味についての所感を述べる。また『無言語』・『福寿録』・『養老誌』などを「高守黒」と署名して書いている。安永六年（一七七七）正月、隠居して伊左衛門と称す。安永八年四月十七日に死去し、法名は大衛無言居士、亘雲寺に葬られた。

四代 高津伊兵衛伊七

延享三年（一七四六）、野州安蘇郡佐野の内田権三郎の子として生まれた。幼名を伊七といった。小僧として伊勢屋に奉公し、幸通の目にとまって明和七年（一七七〇）六月二十六日、長女もんと縁組して入り婿となる。この前後に名を権右衛門と改めて当主の名代をつとめ、安永六

年四月、四代目の伊兵衛を襲名した。四人の男子と女子一人を設けたが、次男の多吉以外は早世した。堅実な経営で三代伊兵衛が築いた資産をさらに増やした。晩年は法体となり不識と号す。文化十一年（一八一四）一月二十二日に死去した。法名は亘獄宗雲居士、亘雲寺に葬られた。

五代 高津伊兵衛多吉

四代目の次男として安永七年七月十二日に出生し、幼名を多吉といった。寛政三年（一七九一）十月十五日、元服して太郎兵衛と称した。寛政九年九月四日、伊勢四日市の清水屋太兵衛の娘てるを迎えて一男一女を得るが、てるは、文化二年十一月に病没する。このため文化六年九月、伊勢高津家六代目の伊右衛門の娘あさを後妻に迎えた。文化十一年正月、三七歳の働き盛りで五代目の伊兵衛を襲名したが、この年の五月九日に急逝した。法名は龍嶽自興居士、亘雲寺に葬られた。

六代 高津伊兵衛佐兵衛

天明三年（一七八三）、武州足立郡浦和の星野新助の子として出生した。初め佐兵衛、後に伊左衛門と改名した。四代目の伊兵衛の代から伊勢屋に奉公していたが、文化十一年五月、五代目の多吉が急逝した後、五代目の後妻のあさの婿となって六代目の伊兵衛を継いだ。伊兵衛は文化十一年六月『見世取締仕法書』（上）、文化十二年正月『家内年中行事』を著した。また、天保年間には鯉節切手を発行し、伊勢屋に莫大な自己資金調達力をもたらし、家政・経営の両面に大きな足跡を残した。有力商人としての実力を背景に、狩野栄川・村田春海・太田南畝・可庵武清

らの後援者となる一方、探幽・応挙・芭蕉・抱一・一蝶などの書画収集でも知られた。なお、『江戸買物独案内』（文政七年三月、中川芳山堂、国立国会図書館蔵）にも掲載され、塩干肴・鏝節問屋「伊勢屋伊兵衛」のブランドは広く知られるようになっていた。天保八年四月四日に死去し、法名は大淵蒼龍居士、亘雲寺に葬られた。

七代 高津伊兵衛

文化三年五月十六日、五代伊兵衛の長男として出生し、幼名を太郎吉といった。荏原郡馬込村の菊屋治良兵衛の長女とくを妻とした。天保八年（一八三七）、伊兵衛を継いだ。天保十五年五月十八日、前年暮、炎上した江戸城本丸の再建に際し、富裕商人として千両の割当金を上納した。弘化三（一八四六）年『新板大江戸持○長者鑑』（東都正源堂版、三井文庫蔵）には、江戸長者の前頭中位に掲載された。男子一人と娘二人が育ったが、男子龍五郎を分家させた。嘉永二年（一八四九）六月九日に没して法名を賢道令徳居士とし、亘雲寺に葬られた。

八代 高津伊兵衛吉憲

文政八年、牛込で質屋を営む大坂屋・大島茂兵衛の五男として生まれる。七代目の伊兵衛に見込まれ、四女の愛の入り婿となる。抜きん出た商才を持ち、嘉永二年六月に七代目が没すると伊兵衛を継いで八代目となり、勘定奉行池田播磨守頼方（在任・嘉永元年十一月八日〜同五年三月三十日）と関わって幕府の御用商人となり、名字帯刀を公許された。安政元年（一八五四）「六月二日町奉行申渡、江戸町人共へ、御用金の

件」(『大日本古文書幕末外国関係文書之六』、東大史料編纂所) および同年刊『東都長者鑑』（梅井堂発梓、高津家蔵）には、御用金千五百両上納の記録がある。安政七年（一八六〇）三月十七日には『見世取締仕法書』（下）を制定する。大政奉還・廃藩置県により幕府・諸大名への売掛金・貸付金・御用金が回収不能となったが、家産縮小の危機を凌いだ。明治五年（一八七二）『高名三福対』（三井文庫蔵）で健在を示し、明治九年『持丸俳優力量競』（梅堂国政筆、鈴木久次郎刊、高津家蔵）では勧進元となっている。五男三女をもうけたが、長男と三男は早世、次男は横浜の酒屋茂木家に養子に入り、四男・五男は幼少のため、長女に婿をとり後継とした。明治十四年十二月八日に死去し、法名は瑞巖道英居士、亘雲寺に葬られた。

九代 高津伊兵衛善紹

嘉永五年、江島屋清吉の長男として出生したが、伊勢屋には小僧から入店して成長した。吉憲の長女あやの婿となり、明治十四年十二月に吉憲が没すると二九歳で伊兵衛を継いで九代目となった。明治十七年『東京府下日本橋区地面持長者鑑一覽』（松村仙吉ほか刊、国立国会図書館蔵）では瀬戸物町所有地二三三五・四八坪を所有し、東京為替会所の初代役員など多くの公職を歴任している。明治三十二年、四七歳で八代目伊兵衛吉憲の四男松吉に当主を譲り、神田駿河台に洋館を建てて隠居した。大正四年（一九一五）二月十二日に死去、法名は壽永玄昌居士、亘雲寺に葬られた。

一〇代 高津伊兵衛松吉

慶応三年（一八六七）、八代目伊兵衛の四男として出生した。中井銀
行の中井新右衛門の娘しんを妻に迎え、男子一人と三女を設けた。明治
三十二年、高津家を継ぐ。明治三十七年六月、日露戦争用の戦時非常食
として陸軍の糧秣廠から大量の鯉節を受注した。このとき、（にんべんが）
「破産に瀕したる旨、一、二の新聞が記載したる為、忽ち世間へ伝播し
（中略）同店へ取付に来る者夥しく」（『都新聞』六月十八日付、『新聞集
成明治編年史第十二巻、日露戦争期（自明治三十六年至明治三十八年）』）
と、鯉節切手をもった群集が押し寄せ、取り付け騒ぎに発展したが、松
吉は、一日で五万四〇〇〇円分の切手を現品に引き換えて対応に奔走し、
三日後には騒ぎを鎮静化させた。これにより逆ににんべんの信用力が確認
され、鯉節切手の売り上げがさらに増大したと伝えられる。明治四十年
四月四日に四〇歳で死去した。法名は仁道宗鑑居士、宜雲寺に葬られた。

一一代 高津伊兵衛義和

一〇代伊兵衛松吉の長男として明治三十八年（一九〇五）八月十六日
に生まれた。父親が急逝したため、明治四十年四月にわずか一歳八か月
で一一代伊兵衛を継いだ。隠居していた九代目の善紹が後見人となった。

明治四十四年の『人事興信録三版』（人事興信所、国立国会図書館蔵）
によれば、六歳の高津伊兵衛の直接国税は七三三〇円である。大正七年
（一九一八）十一月、元禄以来の鯉節商人高津伊兵衛は資本金百万円の
株式会社高津商店へと改組し、一一代伊兵衛が、また、慶応大学に在学
中であったため、八代目伊兵衛の五男である高津六平が社長に就任した。

大正十二年九月一日、関東大震災によって享保六年（一七二二）十一月

以来の土蔵店舗は焼失した。これを契機に店員の服装を洋装化し、翌十
三年、社屋を再建した。昭和六年（一九三二）、一一代目の伊兵衛が高
津商店の第二代社長に就任し、以後、高津航空工業・玉川航空工業・メ
ナド造船・拓南産業・品川白煉瓦株式会社などの役員を兼任した。この
間、東京中野の浅田政吉の長女倫子を妻に迎え、男子一人・女子一人を
得る。昭和二十三年三月、社名を「株式会社にんべん」に変更した。昭
和二十六年、社長を退任し、相談役に就任した。昭和四十五年四月四日
に死去。法名は大悟宗観居士、宜雲寺に葬られる。

一二代 高津伊兵衛明義

昭和十年十一月十五日、一一代伊兵衛義和の長男として出生、昭和三十
三年三月、青山学院大学を卒業、昭和三十五年一月十五日、株式会社
にんべん入社、昭和四十五年七月二十四日付で戸籍名高津明義を高津伊
兵衛と変更、一二代の高津伊兵衛を襲名し、昭和五十二年四月、代表取
締役社長に就任して現在に至る。（筑後 則）

二 『追遠訓』の成立と伝来

『追遠訓』の成立

『追遠訓』は、伊勢屋第三代目の当主である高津伊兵衛幸通によって
書き遺された。幸通は、正徳四年（一七一四）七月十五日、江戸日本橋
において初代高津伊兵衛佐幸の次男として誕生した。幼名を伊之助、元
服して茂兵衛といった。寛延二年（一七四九）年八月七日、三八歳の時、

兄にして二代目である伊兵衛佐敬の死去に伴って高津家の第三代目当主となり、通称の伊兵衛を襲名した。

『追遠訓』は、自序の執筆完了を明和元年（一七六四）七月十五日と記している。これはちょうど幸通の五二歳の誕生日にあたっている。幸通は、みずからの誕生日をもって自序の完成としたのだと考えられる。筑後則氏からは、この自序の完成の日は、孟蘭盆会の日でもあり、幸通は、自序の完成をもって先祖供養としたのではないかとの意見を戴いたが、これも、自序の執筆完了を考える際の重要な動機といつてよい。

また、高津家は、正徳四年七月十五日から文化九年（二八二二）十一月四日までの日々の出来事を誌した『日記』を所蔵する。この『日記』の宝暦十四年五月十六日の条によれば、「追遠訓草案のミ」という記述が見られる。「追遠訓自序」を除く『追遠訓』の本文の草案だけが完成したという意味である。この年は六月二日をもって明和と改元されたが、この明和元年十一月晦日の条には「追遠鑑成」とある。これらを前述の自序の執筆終了と併せると『追遠訓』の完成には次のようなプロセスがあった。

宝暦十四年 五月十六日 草案の完成（本文）
 明和元年 七月十五日 自序の完成（A本の成立 草案＋自序）
 明和元年 十一月晦日 浄書の完成（B本の成立）

草案とは、基本的にはA本の自序を除いた本文であり、これが宝暦十四年（一七六四）五月十六日に完成した。自序の部分は、年月日付にもあるように、明和元年（一七六四）七月十五日に執筆が完了した。そして、この完了した草案と自序を纏めたのがA本である。

A本をベースとして完成したのが、明和元年十一月晦日に成った『追遠鑑』である。この完成には、約四か月半の月日が必要としたようである。前述した高津家の『日記』では、「追遠鑑成」と述べていた。

では、なぜゆえ幸通は、A本としての自序・草案の完成からB本の完成まで約四か月半も要したのだろうか。ここでは、この四か月半の期間を浄書本の製作期間と考えておきたい。この期間、幸通は、完成した草案本としてのA本を、たとえば書家のような文字の筆耕を専門の職業とする人物に渡し、これを浄書させていたのではないだろうか。草案本が出来上がってから『追遠鑑』が「成」るまでに日数を要しているのは、このような事情を反映していたのだとみたい。明和元年十一月晦日は、浄書本の出来上がった日であり、『追遠訓』B本の完成であったと考えられる。また、このようにして完成した『追遠訓』は外題や自序にあるように、「追遠訓」ではなく「追遠鑑」とも書かれた。「訓」は、教え導いたり、戒めたりするという意味である。「鑑」にも手本とか模範という意味があり、両者の意味は互いに通じ合っている。幸通は、このような意味として『追遠訓』を『追遠鑑』とも称したといえる。

なお、高津家は、『追遠訓』と呼び慣わしており、『追遠鑑』とは称さない。以下、本稿も、これに従って『追遠訓』としておきたい。

自序にみる執筆の趣旨

次に、幸通が、この『追遠訓』という記録を書き残した動機を探ってきた。幸通は、「追遠訓自序」の中に次のように言つ。

追遠訓自序

甲申（明治元年）の五月四日妻死す、然る我年（命）已に老且子少ふ也、懼ハ我没後、子孫をして、此家の来由を知しむる者なく、昭穆不審、先祖の祭祀を廢せんとを、故に敬て祖考より靈位年月を箸し、加粗其行事を述て遺之、嗟乎、子孫我質行の不善を視て喩を引、自憐情者あらんか、然といへとも、先人、此家業を創給ふとの容易ならざるを察ハ、遠を追ひ、家を齋、身を脩の一助ならん而已、

明和元年甲申七月十五日

高津伊兵衛幸通

明和元年（一七六四）五月四日、幸通の妻が死去した。妻の死に遭遇した幸通は、次のように書いている。自分もすでに年老いてしまった。子供も少ない。おそらく、自分が死んだ後は、高津家の来歴を家族や親族に知らせることのできる子や孫達はいなくなる。これでは高津家先祖代々の靈位の詳しい席次がわからなくなってしまう。祖先への祭祀も廢れてしまう心配がある。そこで高津家の代々の靈位や縁の深い人達の没年月日・法名や事績を祖父の代より書き残しておくことにする。子孫は、これを読んで祖先の行いを質し、人としての生き方に背く行為があったと感じたならば、これを戒めとして生きていくとよい。人は自然と心がゆるんで物事を疎かにする事がある。そのような時、これを読むと家業を創めるといふ営みがいかに容易ならざる事業であったのが察せられ、心の緩みを戒めるのに役立つであろう。この記録は、子孫の人達が、遠くにある先祖の営みを知り、これによって心身を修めて家の祭祀を怠りなく勤める事を念願して認めた。

これを読むと幸通の子孫の人々に対する並々ならぬ愛情と配慮を感じ

ることができる。『追遠訓』は、高津家三代目の伊兵衛幸通が、家業を中心として家をよりよく修めてくれる事を念願し、幸通の祖父以来の人々の事蹟を子孫に書き遺した記録だという点が沸々と伝わってくる。

なお、幸通は二〇才から三〇才前後にかけて宋から伝わった儒学すなわち朱子学を学び親しんでいた。このような点から『追遠訓』の「追遠」とは、『論語』の「学事篇」にある「曾子曰、慎終追遠、民德帰厚矣」と「曾子曰く、終わりを慎み、遠きを追えば、民の徳、厚きに帰す」という文に基づくのではないかという指摘がある。曾子（きょうし）が曾参（きょうしん）（子輿）という孔子の弟子であるというのは広く知られている。これは、人の上に立つ人物が親の葬礼に心を込め、また、先祖の祭祀をゆるがせにしなれば、人々もおのずから感化され、社会も、祖先の祭祀を大切にすれば、良き慣習が形成されて行くという曾子の言葉である。

そして、この言葉は、幸通が「追遠訓自序」で述べる『追遠訓』の執筆趣旨とも通底している。儒学に親しんだ幸通は当然にも『論語』の「学而篇」を幾度となく読んだであろう。それゆえ、こうした言葉が、幸通に深い影響を与えたと考えるのは極めて自然な見方といえよう。

『追遠訓』の三種類の伝本

高津家に伝来する『追遠訓』は、現時点で三種類が確認できる。以下、これら三種類の伝本に、A・B・Cという分類記号を付与した。結論を先に言えば、A本は、幸通の筆になる草案本であり、B本は、Aの草案本を基に作成した浄書本である。また、C本は、草案本か浄書本を途中まで写した未完本である。

これらについて調査で知り得た若干の情報を記録しておきたい。まず、これらの法量を示すと次の通りである。

A本 縦二九・三 cm×横二〇・二 cm 五六丁（表紙共） 草案本

B本 縦二八・二 cm×横二〇・五 cm 五六丁（表紙共） 浄書本

C本 縦二八・一 cm×横一九・九 cm 二四丁（表紙共） 未完本

次に、これらの題名について述べておく。外題を見るとA本は、表紙の左端上部に直接「追遠訓上」と書き込まれている。これに対してB本は、「追遠訓上」と記された題箋が表紙中央に張り込まれている。

C本は、題がA本と同じく表紙の左端上部に直接、書き込まれている。C本のタイトルは、A本ともB本とも異なり、「高津家追遠訓」と書かれている。なお、C本は、現物を見た限りでは、後年の写本の可能性が高い。しかも、草案本か浄書本のどちらかを途中までしか写していない未完成本と判断される。これによって当面、調査の対象からははずした。

A本・B本の内題には、首題に「追遠訓自序」とある。また、本文の題には「追遠訓 卷之上」とある。尾題には「追遠訓 卷之上 終」とある。このように「追遠訓」のA本・B本には、表紙と本文と文末のタイトルに「上」ないし「卷之上」と書かれているのであるが、現在までに「卷之中」あるいは「卷之下」の存在は確認されておらず、また、存在したという伝聞も残っていない。この意味で、この記述は、これらの巻がかつて存在したことを必ずしも意味していないのかも知れない。あるいは、幸通が、自分自身で、この「卷之上」の続きを書き継ごうと考えていたか、子孫のうちの誰かが、「卷之上」の続きを書くことを期待していたのではないだろうか。

最も重視されてきたA本

ところで、問題は、A本を、自筆本とみるか、第三者による写本とみるかである。

高津家では毎年正月、家族・親族・従業員が集まって年始の儀礼をする。これは、創業以来の歴代の当主と家族・親族、従業員、関係者の労苦に報い、新年にあたって気持を新たに再出発をはかろうとする趣旨で催されたのであった。『追遠訓』は、この場で読み上げられたと伝えられているが、それがA本である。

A本は、また、三種類の伝本の中で、料紙や装幀が最も上質で、見るからに見栄えがよいような印象をうける。これらが『追遠訓』といえはA本だという雰囲気を生み出してきた要因の一つであり、また、A本が幸通の自筆本であると伝えられてきた理由であったといつてよい。

また、昔の社史などに掲載されたのもA本であり、最近、刊行された社史『一筋の道』（株式会社にんべん発行 一九九九年初秋）に紹介されているのもA本である。

このように高津家は、A本を最も大切に取り扱ってきた。『追遠訓』といえはA本であるというのが高津家での暗黙の前提であったといえよう。そして、A本は、年始の儀礼、すなわち、当主・家族・親族・従業員などが一同に集まった時の儀礼や高津家の記念事業などの際、大切に使用されてきたのである。

A本の筆跡と後筆

A本の筆跡は、幸通が別に書いたと伝えられる文書の筆跡と比較して

みると類似性が高い。このことからA本は幸通の自筆本と見てよいと判断される。また、A本には浄書本であるB本に見られるような、文字の筆法や文章の書式を意識的に整えようとする姿勢がみられない。ここから判断するとA本は幸通の筆になる自筆の草案本であろうと見られる。

だが、子細に検討してみるとA本には訓点・読み仮名・送り仮名などが後筆として数次にわたって追記されている。これは前述した年始の儀札や記念事業のため、子孫の人々が数次にわたって書き加えたのだと推定される。もちろん、それだけではない箇所も少なからず存在する。したがって、これらの訓点・振り仮名・送り仮名は、いつ、どの時点で、誰が振ったのかという点を可能な限り明らかにしておく必要がある。

しかし、いま、ここで、この点について全面的な回答を引き出すことは難しい。だが、幸いにしてA本もB本も、当初の筆の部分は、仮名表記の若干の違いや一部の記述を除けば、記載内容が本文・頭注ともに大幅な異同がない。両者の違いを敢えて言えば、A本は、B本より多くの後筆の書き込みが見られるという点を指摘できる。このような理由からA本は、後述するB本を翻刻した後、これをベースとして改めて翻刻していく必要がある。A本は、後筆を検討し、一定の結論を得た後、史料として活用していくのが望ましい。

浄書本としてのB本

B本は浄書本である。このことを示すためには、書法上のいくつかの特徴を指摘しておく必要がある。文字の書き継ぎであるが、たとえば、今日でいえば、句読点を打つべき箇所、文字を書き継いでいる。平仮

名も、一つの音の平仮名がさまざまな漢字を語源とする変体仮名で書き表されている。しかも、それは文字を美しく見せようとする伝統的な書体に則って書かれている。文中に引用されている「一札之事」・「手形之事」・「證文之事」などの文書類は、それがまるで手形や證文の見本のよう、当時の書札札の書法に則って書かれている。

こうした点についてはさらに多くの特徴を拾い出すことができる。だが取り敢えず、B本は、幸通が、浄書本として完成させたのではないかと考えられるという点を指摘するためだけであるので、右の指摘だけにとどめておきたい。

なお、こういった類の写本を自分自身で作ると本文の最後に、作製の年月日や作製者を書き入れる場合が少なくない。しかし、B本には、それが見られない。また、前述したように、A本の完成からB本の完成まで約四か月半の期間がかかっている。この点についてB本は、幸通が、草案本としてのA本を完成させた段階で、書家のような人物に貸し出し、この人物に清書させた可能性が高いのではないかとすでに述べた。以上の点からB本は、草案本のA本を基礎とした浄書本であろうと考えた。

(澤登寛聡)

おわりに

以上、本稿では『追遠訓』の作者である高津伊兵衛幸通と高津家歴代の当主について紹介し、『追遠訓』の成立と伝来について検討してきた。重複するが、『追遠訓』の成立と伝来に関し、若干の整理を試みると次のようになる。

現在、『追遠訓』の伝本は高津家に三種類ある。これをA本・B本・C本としておいた。A本としたのは幸通の筆と考えられる草案本である。草案の本文の成立は宝暦十四年（一七六四）五月十六日であり、自序の完成は、同じ年の明和元年（一七六四）七月十五日である。草案本は、この自序の執筆の修了によって完成した。完成の後、幸通は、これを筆耕を専門とする書家のような人物に渡した。これによって明和元年十一月晦日に完成したのが浄書本であり、ここでは、これをB本とした。

C本は、現物を見た限りでは、後年の写本の可能性が高い。これについては草案本か浄書本のどちらかを途中までしか写していない未完本なので、当面、調査の対象からはずした。

A本の草案本は、B本の浄書本を製作するための基本資料となった。草案本は明和元年七月十五日の段階で一応の完成をみていたが、浄書本を製作する過程で、依頼人である幸通は、筆耕した人物の問い合わせに答えねばならなくなった。草案本には、この回答が、後筆として書き加えられた。これによって草案本は一定の変更を余儀なくされた。主たる変更点は送り仮名・読み仮名・訓点の表記についてであった。A本には、これが後筆・異筆として書き加えられている。

B本にも、筆耕した人物の幸通への問い合わせが反映している。これは一部は本文の中に組み込まれ、残りの一部は、後筆として書き加えられたようである。

草案本としてのA本には、高津家の子孫が、『追遠訓』を事ある毎に読むために書き加えた後筆も少なくない。これは高津家の人々が幸通の筆と伝えられるA本を最も大切に取扱いってきた結果である。高津家の

人々は、浄書本ではなく、幸通の筆になるがゆえに、草案本としてのA本を殊に大切に取扱い、であるがゆえに、これを読むために少なからざる書き込みを残した。これに対して浄書本としてのB本は、幸通の筆ではないため、高津家ではさほど注目されてこなかった。このため書き込みも少なかった。しかし、今回は、このような事情が幸いしてA本・B本の当初の筆跡を探り出し、これと後筆との関係を読み取るテキストとして極めて重要な役割を果たしたのである。

古文書として草案本と浄書本は各々、固有の意味をもっている。Aの草案本は、三代目の当主が、みずからの筆を染めてまとめた自分の家の歴史であり、家や親族・同族の人々にとっては、みずからのアイデンティティを示すための証拠資料といえる。一方、B本の浄書本は、幸通の筆ではないにせよ、後筆や異筆の少ない草案本の成り立ちを明らかにし、草案本が浄書本として成立した時点を示す貴重な文書といえる。今回、翻刻するのはB本であるが、それは、こうした事情によってB本のほうがA本より後筆・異筆がすくなく、翻刻しやすかったからである。この翻刻を基礎として更なる検討を深め、A本の翻刻を進めていく必要がある。

（澤登寛聡）

参考文献

東京鯉節問屋組合編『かつをぶし』（一九三八年 東京鯉節問屋組合）。

現代経営研究所編『かつお節物語——日本の味から世界の味へ——』（一九七九年 にんべん発行）。

株式会社 にんべん編『一筋の道』（一九九九年 にんべん発行）。

吉田賢抗『論語』（新釈漢文大系 一九七二年 明治書院）。

高津伊兵衛家所蔵文書。

なお、この古文書講読会は、月に一回のペースで開催した。参加者はいずれも参加当時の所属であるが、近藤聡美・井上拓巳（法政大学文学部学生）、木村涼・若曾根了太・川上真理・大槻麻英・大橋賢一・黒沢学・黒田操（法政大学大学院学生）、尾本師子（学習院大学大学院学生）・武田庸二郎（東京都世田谷区郷土博物館学芸員）であった。

追記

『追遠訓』の閲覧と調査に御協力戴きました株式会社りんべん社長・第二二代当主高津伊兵衛氏に心からのお礼を申し述べます。また、専務取締役秋山洋一氏から並々ならぬご助力を賜りました。記して謝意を表す次第です。

凡例

- 一 本史料は、高津伊兵衛（株式会社りんべん社長）家所蔵の『追遠訓』の翻刻である。翻刻した『追遠訓』は浄書本と推定した史料である。
- 一 翻刻にあたっては、可能な限り原本の体裁を重視するよう努めた。ただし、判読の便宜をはかるため、読点「、」と中点「・」を付した。また、月や日の傍らに年号や月を（ ）を付けて補足した。
- 一 誤字と思われる字句については、傍らに（ママ）とするか、適切と思われる文字が推定できる場合は、その文字を（ ）中に示した。なお、宛字については特に訂正を施さなかった。
- 一 旧字・異体字は基本的に常用漢字に改めた。ただし、人名・戒名・屋号などの固有名詞については、原本の通りとした。

- 一 変体仮名については現在の平仮名に改めた。ただし、助詞の「者」
- 〓（は）、「江」〓（へ）、「而」〓（て）、「二」〓（に）、「与」〓（と）

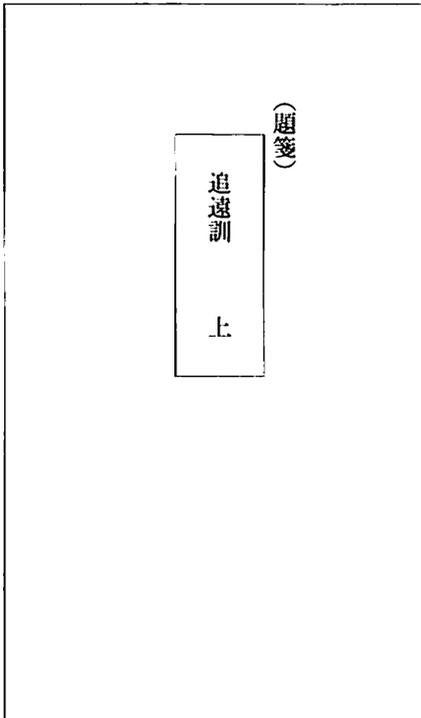
および「井」はポイントを下げ、右寄せにした。

- 一 疊字（繰り返し記号）は、漢字一字の場合は「々」、ひらがな一字は「ゝ」、カタカナ一字の場合は「、」を使用し、二字以上の場合には「く」を使用した。また、「合」〓（より）・「と」〓（こと）・「了」〓（こと）などの合字は、原本の通りに表記した。

- 一 平出は原本に准じて改行した。欠字について一字欠字は一字の字数を空け、二字欠字は二字分の字数を空けた。

- 一 後筆と思われる部分（振り仮名・送り仮名）については、全てルビ行に配置した。

（表紙）



追遠訓自序

命和元年
甲申の五月四日妻死す、然る我年已に老、且子少ふ也、懼ハ我没

後、子孫をして此家の来由を知しむる者なく、昭穆不審、先祖の祭礼を廢せんとを、故に敬て祖考より靈位年月を箸し、加粗其行事を述て遺之、嗟乎、子孫我質行の不善を視て諭を引、自憐愴者あらんか、然といへとも、先人、此家業を創給ふとの容易からざるを察ハ、遠を追ひ、家を齋、身を脩の一助ならん而已、

明和元年^甲七月十五日

高津伊兵衛幸通

追遠訓 卷之上

抑我先祖ハ尾張国の人なり、寛永の頃より勢州四日市中町に住、雑穀・油・干鰯を鬻、褐衣糲食にして敢て濁福を不羨、康妻子を養、高寿にして終給ふ、

寛文八年^戊十一月二十一日

天室宗貞居士 俗名高津与治兵衛

我曾祖父也 勢州四日市建福寺葬

明和元年迄

九十七年ニ及

寛文十年^庚二月十二日

大空妙圓大姉 妻

我曾祖母

我祖父則御父の諫を受、又与次兵衛と名のり、家業相続し給ふ、天然禅学を好、観心座禅して無我の法に通達たまひしと也、子

四人あり、嫡子ハ我伯父李兵衛殿、次ハ女、同国泊村九郎兵衛殿へ嫁、次女同国赤堀村喜右衛門殿へ嫁、四男ハ我父也、元禄四年、十三歳にて江戸へ下、小船町一丁目油屋太郎吉といふ人の許へ年季奉公勤給ふ、天性正直にして辛苦を不厭、果断にして商に慧、二十歳の頃、数多の先輩を越、主人の代に大坂へ登、松平筑前守様の御蔵屋敷に於、得かたき過分の金を受取、抜群の奉公したまいしとかや、夫より屋敷方の務を承、昼ハ袴を不脱、夜は見世商の指押、番頭次兵衛を始め、是を偏執して浸潤の讒を構、賢主人の奢侈を諫、争給ふと数度に逮しかは、良薬口に苦、遂に不興を受、素廉潔にして一銭の貯なし、為かたなく青物町甚右衛門といふ人の所へ出居衆となり、四日市の土手蔵前にて、僅の塩魚・干魚を売、渡世し玉ふ、寒暑を冒、飢渴を凌、力行辛勞、四・五年の間に乾金二百余兩儲貯、小船町三丁目へ店を出、是より勢漸盛にして贏利増倍、居宅の地を買、専勢州の父母を養、兄を助力、赤堀の急を救、泊村を資補給ふ、然而伊勢屋仁兵衛といふ人よ

正徳三^三じ六月十九日
 林中安山居士
 俗名油屋安右衛門
 我父を吹^{フキ}挙^カせし人
 正徳五^五じ四月廿二日
 宗祐禪定門
 俗名油屋太郎吉
 我父の主人也

江戸日本橋商人の記録

り貸金の贖^{ツケ}に松平加賀守様の千肴御用を譲
 受、益饒^{トヨニギハヤヒ}足して竟に二町目の屋敷まで買獲
 給ふ、其切何速^{ツギ}なる、蓋願^{カシコメ}に今隣町に巨
 万の富多、我家の如^カハ算^スに不足といへとも、

父ハ微賤の小業を以、此基^キを創^{ハシ}給ふ、
 買^ア賈^キ人の英傑^{エイケツ}と謂^イさるへけんや、噫^ア其子
 として我詎^{ナシ}如斯不肖^{コトシ}なる、其頃石峯和尚大

坂より御下向あり、堀江町に於梅天禪師の
 法炬^{ホウキ}を挙^カ、見性の道を照給ふ、掃依の僧俗

甚多、我父も和尚に参^{マシ}し修行地に入玉ふ、
 爰に安右衛門と云人あり、始より我父を子

の若^{ワカ}せられしか、此人の勸^{スベ}に由て、父三十
 三歳の春、本所より我母を娶^{ムス}給ふ、是乃法

流の因^ユある所以也、
 正徳二^二じ年、兄出生給ふ、童名長太郎と

名、
 同^{正徳}四年、我出生、童名伊之助、厥^{ソノノチ}后母の

御父ハ、本所^{本所}一目の材木商売を次の躰^{（目カ）}に譲
 て、石原といふ所へ閑居なされ、世事を去

て、晏然^{アヤシ}として御往生あり、

享保元年^{享保}閏二月十四日

知郭長生居士 俗名岡田屋喜兵衛

六十二歳 我外祖父也

明和元年迄四十九歳^{二成}

享保二年^{享保}八月十七日

翌年七月、妹いよ出生、母ハ産後^{産後}泄瀉^{セウカ}不止、

蘭溪理秀大師 俗名おはつ

終逝去、

二十四歳 我母也

御俗名を箸すハ、子孫を

深川宜雲寺葬

して婢^{ヒカ}に此名を諱しめ

んか為也、

宜雲寺ハ往年数度の回祿

に、寺号のミ残て焦土

に草生^{草生}滋^シり、卓^卓禪和尚

苦深^{苦深}草^草處^處に独^ト、肅々^{肅々}と

して住給ひしか、当春石

峯和尚入院ましましてよ

り以来、参詣群集して叢

中さなから如市、於斯^ニ

寺院再興のため、我父、

金百兩寄附シ玉フ、夫よ

り施主多、翌^翌夏^夏造営^{造営}全

谷中善昌院葬

明和元年迄四十九歳^{二成}

我母も石峯和尚へ参礼して修道の人也、和

尚入院の砌にて本堂造営いまたなれとも、

此御寺へ葬へきよし御遺言なされしとか

や、兄も我も幼稚なり、父の御歎、祖母の

御愁傷想像へし、我々長まで此祖母の御養

育・御慈愛比るにもなし、浜町の隠居所

ハ捨置、偏に我々を撫育の外、他なし、

同年、本所にも女子出生す、然といへとも

此窶^窶孳^孳にして家業に疎^疎、暫の間に若干の

借金^{借金}償かたく、遂に家を亡^亡、因茲^{因茲}叔母離別

而^而浜町へ退給ふ、其翌年、父、勢州より大

坂へ御登、始て須磨屋三郎右衛門・岩田

屋喜兵衛両家に於て鯉節御仕入、御滞留の

迹にて妹^妹殂^殂、

成就、

享保三_{庚辰}四月廿三日

芳旭童女 俗名いよ

二才 我妹也

亘雲寺

祖母ハ愈我々を太切に御養育、衣食玩好御心を委給へとも老の情力不能により、叔母へ再_再姻を説たまふ、始敢て許容し給ハさりしかとも、老母の辛勞忍かたく、孝心を以、

享保四_{辛巳}年の春、娘お吟を連、我々養育のため来聘あり、不日に祖母ハ亘雲寺にて御

剃髮、法名永松尼、享保五_{壬午}年春、瀬戸物町へ鯉節現金見世御出なされ、先年安右衛

門殿に勤たる源兵衛を支配人とし給ふ、

今年弟長二郎出産、同六_{辛未}年四月、父勢州

へ御登、十歳の兄御伴祖父へ対面、直に大坂へ御登、秋に至て御下向、此冬出店類焼、

其砌 御公儀より土蔵作に可致との御触有之により隣町に抽て、早速蔵造になされ、

益繁米、小船町の仲間これを猜、問屋四軒・仲買六拾五人徒党、此店を不潰ハ仲間を

省へしと云、元来父恵ミ給ひ大坂及熊野荷物予其備なされしゆへ、聊猶予なく仲間

を離主へとも、肯て妨なし、然而其問屋・

二度宛仕、目録相渡可申候、

諸勝負事致間敷候、

店御勘定之上、不足之義有之候ハ、五人御懸可被成候、

何三不寄、店頭の下知受可申候、喧嘩口

論仕候ハ、店頭了簡を以隙出可申候、

四人之内不屈候ハ、不隠置、貴殿江可申

達候、

右之条々堅相守可申候、為後日手形仍如

件、

源兵衛

平四郎

市兵衛

喜六

五兵衛

善三郎

伊勢屋

伊兵衛殿

小兵衛

仲買、反て畢滅_{カヘ}越_{コト}せり、其中三・四軒、今に名跡の残ありといへとも、皆其子孫にあらす、是其頃其商浮花にして約なる事を羞とし、主人ハ主人之交会_ニ而放驕を以互に誇、手代ハ手代と党与_ニ而姦曲の勝たるを賈なりとす、問屋ハ中買に失、中買ハ外店に亡、我父斯を不萌に察、子孫のために仲間を離給ふ、是所謂君子ハ機を見て作といふものに非や、

享保六^下十二月七日

雪堆良梅禪定門

俗名長助 亘雲寺

父当秋勢州より連来給ふ

働男也、

同七^下年、家内不殘瀬戸物町へ御徒、小船

町の見世ハ源兵衛に与給ふ、

本郷御屋敷ハ、先年御嫡男若狭守様へ御城

より松姫君様御入輿以來御用夥有之、且宰

相様の御息女を以、松平右衛門督様江御婚

礼有之、因幡御前様と称、此御用千肴・青

物・水菓子等、父へ被仰付、

享保七^下七月二十七日

大機即應上座 俗名高津与次兵衛

八十一歳 我祖父也

享保七^下八月三日

不生童子 母御産男子死^{而生} 亘雲寺

我弟也

勢州四日市建福寺葬

同八^下年、本郷殿様御隠居、相公様と奉称、

若狭守様乃加賀守様に被為成、御家督の御

祝義等御用多、

同八^下年、本郷殿様御隠居、相公様と奉称、

若狭守様乃加賀守様に被為成、御家督の御

祝義等御用多、

享保八^下九月廿日

霜倉童子 母御産男子数日^{而死} 亘雲寺

我弟也

秋相公様の御養女長姫様を酒井左衛門尉様

へ御婚礼有之、後に神田御前様と称、是も

一札之事

此度旦那病氣ニ付、

法体被成、無心入道

殿下申候、就夫伊右

衛門殿元服被成、則

伊兵衛と改、家督被

成候、若年ニ付、我

々三人致支配、当年

合十年之内見届、看

房仕候様奉畏候、

一 此ふし店ハ、出見世

同前ニ勘定格別ニ仕

立、貯方惣入用金三

分一見世分償、三分

二ハ御屋敷御用之御

預を以償、尤入用内

外共、費無之様ニ氣

を付可申候、

一 ふし店延金御立合吟

又御用被仰付により、父ハ日々屋敷方御勤役人衆を饗応、心ならず大酒もなされしとかや、

同九^下年二月初午、兄十三歳、半元服なされ、伊右衛門と改、

五月九日、相公様御逝去、御悔のため御中

屋敷へ父御勤路より中風の御症、家内驚惶

して針・薬術を尽といへとも、逐日重、難

治の病、其冬御法体なされ無心と御改、兄

元服伊兵衛と改、万代屋清左衛門殿後見に

て屋敷方御勉、斯より見世の商次第減衰、

同十年秋、父伊豆吉名の温泉へ万代屋清

三郎御伴、此清三郎ハ泊村九郎兵衛殿の嫡

子なり、幼少より我父に隨身、壮年に及、

清左衛門殿方へ聲に遺給ふ、盖持参金の外

に二百六十兩余貸あり、終に不償、然に

去年より足を病て不起、

同十一年春、九郎兵衛殿下向、是父及清

三郎之病を聞かため也、四月帰国の時、祖

母と我及清左衛門殿同道にて大和巡、六月

下向、此夏因幡御前様の生看御用被仰付、

父病中たりといへとも役人衆の推挙如斯、

味之上、十分一御除

置、十年目ニ伊之介

殿と我々三人配分可

被下旨承知仕候、

一 旦那殿・伊之介殿御

身持不届御座候ハ、

列座之方々、早速沙

汰可仕候、仍而如件

享保九^月十二月

池田屋 宇兵衛

喜兵衛殿 清兵衛

万代屋 儀兵衛

清左衛門殿

伊せや

源兵衛殿

八兵衛殿

伊せや

伊兵衛殿

万代や

清三郎殿

宜雲寺様

享保十^二四月十四日

夏岳全涼禪定門 宜雲寺
俗名茂左衛門 宜雲寺
本所以来御召仕の勤男也

享保十^二二月五日

寒了幽雪禪定門

宜雲寺

俗名卯兵衛、始の名平四

郎といふ、勢州桜一色村

の産而、幼少より来動、

壮年ニ及、父の代に大坂

へ登、屢遊所へ行、頃年

疳瘡を免、百療不効鼻附

而死、

享保十二年「六月、養兵

衛暇を願、八丁堀へ店を

出す、

同十三^月三月、与兵衛暇

を乞、願て向へ米邸を出、

四月、日光 御社参、家

内不残本郷万代屋七兵衛

宅にて奉拜、

伯父李兵衛殿下向、父に謁曰、予近年商齟齬

して不如意、加之連に愛子八人を喪、由是

茂兵衛に金幾許を附て、予か嗣と為へし、

不然遭世して先祖の家を破却せん、父応対

躊躇、母曰、茂兵衛ハ兄の相也、長次郎を

十五歳ニ速て必奉へしと、伯父許容、讓金

を定還給ふ、

父病瘵に有と凡六年、右の半身遂たまハす、

手足癱瘓、口喎、舌強、衣食起臥、咸援之、

動止褥を昇、然に去年より少く瘳か如、一

・二丁の行歩、清兵衛・徳兵衛輔翼て、左

の御手に杖、右の御足ハ新九郎相運、甚弥

ハ床机を携、衛に腰給ひ、病褥を散玉ふ、

奥ハ兒童の騷を厭て間見世に御寝、

同十四^年年、春の驗もなく母と祖母ハ日夜

仏神を祈給ふ外なし、誓願争て怠たまハん、

然に四月十七日卯刻、見世より看病の者

邊母を招、母周章て御出、祖母・我々も帶

同十二^丁丁末年夏、宜雲寺の門寮に御幽居、
九月勢州へ御登、是母へ御対面醫保養のた
め也、

同十三^年年春、我元服而茂兵衛と改、七月

享保十四^丁四月十七日

高津氏

大活無心居士 俗名伊勢屋伊兵衛佐幸

宜雲寺

五十一歳 我父也

明和元年迄三十六年^ニ及

働哭号泣、腸を断さる無、酉刻石峯和尚・

即日母御薙髮法名命松尼

遺物

金廿両 宜雲寺

清左衛門殿・清三郎・源兵衛・祖母・母公
・清兵衛列座にて、兄と我を召たまひ、兄
に筆硯を与て書しめ給ふ、

金廿両 良音様

証文之事

金五両 李兵衛様

一 我々親父存生之内、兼々被仰置候趣、

金十五両 利右衛門殿

健ニ承届候所、左之通ニ御座候、

以上

一 小船町三丁目家屋鋪^二ヶ所 茂兵衛^一男

此利右衛門ハ油屋安右衛

金百両

門殿の猶子にして姿容美

因幡御前様青物御用并売上置候代金共

麗、壮年^ハ堺町・吉原に

右八片付候節相渡可申候

金を費、我父の諫を不用

一 金三百両 長次郎^{三男}

遂に家を潰、今ハ尾州の

一 金五十拾両 おきん

名古屋に有、此金を無程

右八片付候節、此金子相添、仕立之儀

を曳て奔出^ハて伺に、呼吸常ならず、肝大に

遺捨而、入水而死、

して不醒、家内狼狽して為と^レころを不知、

ハ相応ニ致世話、遺可申候、

良医・庸医を不扱、聚と市の如といへとも

一 母義、末々共ニ兄伊兵衛方ニ御座候共、
又別家望ニ候ハ、隠居雜用として一

俅乱、手足厥冷、灸鍼効なく、湯薬不下、

ヶ月ニ金老兩宛、并ニ下女・下男の給

嗚呼哀哉、

金・店賃等迄伊兵衛方急度指出可申

候、

右之通御遺言ニ相違無御座候、何時成共

銘々片付候節、相渡可申候、為後日、仍

而如件、

伊兵衛印

享保十四年酉四月十七日 茂兵衛印

長治郎

永松尼

母義様

前書之通、親父存生之内被仰置候儀、我々

立合致承知候所、相違無之候、仍而加判、

如件、

清左衛門

清三郎

源兵衛

清兵衛

嗟々此日奈何なる日そや、悠々たる蒼天、

此家をして危亡に臻しむ、親屬者貪戾なり、

兄と我等、芝へ見物ニ行、
喪に居て不謹と云ツへし
同月伯父下向

八月、奥の居宅を普請、
十一月ニ成就、

我々幼冲淤蕩にして家職を不知、股肱と懇
清兵衛ハ緩猜にして姪佚を嗜、仁兵衛ハ急
悍にして人を凌、善兵衛ハ柔懦にして用に
不足、利兵衛・新兵衛ハ若年也、其外も咸
斗筭の曹のミ、危事累卵の如、祖母是
を卹、夙夜に我々を教誡給ふ、素我を絶御
慈愛あり、橋本町の屋敷を御譲、茂兵衛と
弘させ給ふ、特に我に命而此店賃の内、一
月金貳歩宛、おきんに可遣と也、抑此屋敷
ハ往昔、祖母本所へ嫁給ふ時、御父佐久間
町尾張屋仁兵衛殿より譲受給ふ湯島四丁目
の屋敷也、聖堂御経營の節、御公儀へ被召
上、代地として此所を被下ゆへに沽券湯島
とあり、祖母資性厳厚にして女なから先祖
の遺宝を不失、子孫を誨責給ふ事、亦切也、
固ニ老年の御心勞ゆへにや、其冬仮染の御
脳にて逝去し給ふ、母の御かなしミ何を
以比へけんや、

三月伯父下向

享保十四年十二月十一日

直得永松比丘尼 俗名おたつ

宜雲寺

六十六歳 我外祖母也

翌十五年正月三日、因幡御前様進物生鯛

直段付の致方不宜よしにて、生肴御用被

召上、尾張屋久右衛門といふ者へ被仰付、
此久右衛門ハ御家老内藤十兵衛殿へ出入、
詔候にして屢己か宅へ招請シ、妻を以媼、斯
を以内藤甚寵愛、彼に与たため、去冬我方
へ金貳拾兩乞求、然に茲を貸さるの祟也、
其後当時の御用代ハ御現金払、是迄の滞金
者二十年賦に可被下のよし被仰出ゆへ、右
生肴御用不被仰付おゐてハ御年賦得心の印
形難仕の旨、清兵衛遮てこれを願、益不首
尾にして御用不殘被召上、干肴ハ万代屋、
宵物・水菓子者西田久兵衛へ被仰付、滞金
も御打捨になる、嗚呼父在世の時者役人衆
の最眞、他に殊にして、折節御奥へ連、そ
れより数多の女中に誘れ、御座敷・御庭辺
視巡、御簾の内より人形・御菓子被下しに、
今ハ御門の出入さへ禁られ、願に出とも不
叶、久右衛門・万代屋・西田、意氣揚々た
るを見て、目を瞋、齒を切といへとも、如
何とも為へからず、母と我々日夜相対て泣、

(以下 次号)